

○国立大学法人埼玉大学国際本部規程

〔平成24年6月21日
規則第29号〕

改正 平成24.11.22 24規則4 平成28.3.17 27規則75

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第9条第2項の規定に基づき、国際本部に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国際本部は、本学における国際化のための企画・立案を行い、国際社会への貢献を実現することを目的とする。

(業務)

第3条 国際本部においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における国際戦略の企画・立案及びその推進
- (2) 海外の大学等との戦略的連携・交流に係る企画・立案及びその推進
- (3) 国際貢献、国際協力に係る企画・立案及びその推進
- (4) 外国人留学生の受入及び学生の海外派遣の推進
- (5) その他国際本部の目的を達成するために必要な事項

(国際企画室及び国際開発教育研究センター)

第4条 国際本部に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 国際企画室
- (2) 国際開発教育研究センター

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

(本部長)

第5条 国際本部に本部長を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 本部長は、国際本部を統括する。

(事務)

第6条 国際本部の事務は、国際室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24.11.22 24規則44)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成28.3.17 27規則75)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。